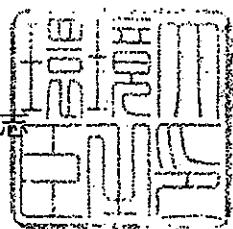


質問第315号
自環総発第111220001号
平成23年12月20日

中央環境審議会
会長 鈴木 基之 殿

環境大臣

細野 豪志



動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第2
1条第1項に基づく動物取扱業者の取り扱う動物の管理の方法等に関する基準等の改定について（質問）

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第43条の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項に基づく飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準並びに同法第21条第1項に基づく動物取扱業者の取り扱う動物の管理の方法等に関する基準の改定に係る貴審議会の意見を求める。

[質問理由]

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第12条第1項に基づく飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準並びに同法第21条第1項に基づく動物取扱業者の取り扱う動物の管理の方法等に関する基準については、昨今の動物愛護管理を取り巻く社会情勢の変化等により、また、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）の一部改正（本年12月末閣議決定予定）により新たに加えられる動物取扱業に係る当該基準を定めるため、改定の必要があるところ、当該基準の改定について、貴審議会の意見を求めるものである。



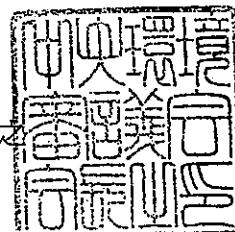
中環審第626号
平成23年12月20日

動物愛護部会

部会長 林 良博 殿

中央環境審議会

会長 鈴木 基之



動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第21条
第1項に基づく動物取扱業者の取り扱う動物の管理の方法等に関する基準
等の改正について（付議）

平成23年12月20日付け諮問第315号、自環総発第111220001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、動物愛護部会に付議する。